

令和元年5月17日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03068

研究課題名(和文) 中国近世における胥吏の研究

研究課題名(英文) Research of Clerks in The early modern period of China

研究代表者

宮崎 聖明 (MIYAZAKI, Toshiaki)

北海道大学・文学研究科・専門研究員

研究者番号：80455617

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、明代中国の地方官庁における胥吏を対象とし、胥吏集団の構造や、吏員の人事制度や胥吏統制策の実態などを明らかにすることを目的とした。研究の結果、(1)地方によって異なる運用が行われていたこと、(2)制度上は截然と分かたれている吏員と非正規胥吏の区分は実態としては必ずしも明確ではないということを示した。また、(3)については本籍地以外において吏員となる事例が遼東に多く存在することを見出した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、科学官僚ならびに彼らによって構成される政府・国家権力と基層社会に広範に存在する庶民層との間に位置する「中間層」の一つである胥吏を対象とするものである。国家権力の基層社会に対する浸透の度合い、あるいはそもそも国家権力が基層社会に及ぶのか否かといった問題は、古今を問わず中国社会を分析するにあたっては重要な問題である。本研究は、国家権力と基層社会とを結ぶ存在の一つである胥吏層の実態に関する考察を通じて、中国社会の構造の一端を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This study was intended to view the problem about clerks at local office in Ming dynasty of China. The problem includes the group structure of clerks, personnel system and the regulation of clerks. The study result is as below. 1.The personnel system of clerks was used by different way in each provinces. 2.Li-Yuan(official clerks) and unofficial clerks were not clearly separated actually, though they were separated by the system. 3.We can find the illusive cases of Li-Yuan in Liaodong who came from different province and got the qualification.

研究分野：中国史

キーワード：胥吏

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 報告者はこれまで、中国近世政治史・制度史について研究を進めてきた。その過程において、「判牘」と称される裁判史料を多く使用し、史書に現れることのなかった新事実を発掘し、また制度の運用実態の解明に判牘を用いるという手法を採り、政治史・制度史史料としての判牘の可能性・重要性を認識するに至った。そこで、さらに判牘を博捜し、明代末期の判牘に、地方衙門における胥吏の存在形態を明らかにしうる史料を見出した。加えて、明清史研究においてその活用が進みつつある檔案史料においても胥吏に関連する史料を見出した。

(2) 「胥吏」とは、官庁において行政文書・会計帳簿などの処理・管理を行う庶民出身の事務処理者を指す。唐宋時代以降、庶民に課せられた徭役のうち専門知識を要する業務が専門化し、胥吏身分が形成された。この胥吏については、引用文献 により、徭役に由来することから胥吏は基本的に無給であったため、行政手続きに伴い庶民から手数料を徴収して収入を得ており、これが「賄賂」に転化することが多かったこと、現地において任用された胥吏は、赴任先の事情に明らかでない官僚を蔑ろにして行政を壟断することがあったこと、こうした点から多くの収入が期待される胥吏の地位は利権化し、世襲・売買の対象となるとともに、胥吏には正規・非正規の別があり、相互に徒弟制度的関係が生じたことが指摘されている。

(3) しかし、かかる理解は胥吏集団の構造を「正規-非正規胥吏」という単系的構図のみで捉えるものであり、実態に即したより詳細な分析が求められる。また、正規・非正規胥吏の存在形態の解明には、人事制度の検討が不可欠である。この点については、引用文献 によって明代胥吏の人事制度の概要・原則は明らかになっている。しかしその運用実態についての考察は不十分であり、正規胥吏のポストがどのように充足されたのか、非正規胥吏がいかなる状況に置かれていたのか、正規・非正規胥吏の間にはどのような関係があったのかといった点については明らかになっていなかった。

2. 研究の目的

以上の背景を踏まえ、本研究では判牘・檔案史料を手がかりに、中国近世における胥吏について、特に明代を対象として、以下の三点を目的とした。

- (1) 吏員人事制度について、時代・地域の相違を念頭に置きつつ、地方官庁における制度の運用実態を、具体例に則して明らかにすること。
- (2) 正規・非正規胥吏の間にどのような関係性が存在するのかを明らかにすること。
- (3) 正規・非正規胥吏が行う不正行為や彼らが築く相互関係に対して、官庁側が講じた統制策の具体的内容とその狙いについて明らかにすること。

3. 研究の方法

上記の研究の目的を達するために、本研究では以下の方法を用いた。

(1) 目的(1)に対する研究方法

明末広東の判牘史料である顔俊彦『盟水齋存牘』の中から、吏員人事に関連する判決文を抽出し、その内容を検討し、当該時期・地域における人事制度の運用実態を考察する。

明後期遼東の檔案史料である「遼東都指揮使司檔案」の中から、吏員人事制度に関連する公文書を抽出し、その内容を検討し、当該時期・地域における人事制度の運用実態を考察する。
の考察結果を踏まえて、両地域における吏員人事制度の運用実態の比較検討を行う。

(2) 目的(2)に対する研究方法

『盟水齋存牘』の中から、非正規胥吏の活動に関する判決文を抽出し、その内容を検討し、明末広東における正規・非正規胥吏の相互関係について具体的内容を考察する。

(3) 目的(3)に対する研究方法

『盟水齋存牘』の中から、正規・非正規胥吏の不法行為を扱った判決文や一連の行為に対して出された告示文を抽出し、その内容を検討し、明末広東において官庁側が講じた胥吏統制策の具体的内容とその狙いについて考察する。

4. 研究成果

上記の研究方法により研究を行った結果、以下の成果が得られた。

(1) 方法(1)による研究成果

明末広東においては、上級官庁が吏員を下級官庁に配属する際に、あらかじめ就任するポスト・業務を決定しておくのではなく、配属先官庁で空きが生じたポストに順に充当してゆくという方式が採用されていた。これは、吏員身分が捐納により獲得できるようになった明後期以降、吏員の激増に伴い人事が滞留するという問題が生じたため、かかる問題に対処すべく人

事の効率化を図っての措置と思われる。

明後期遼東においては、上級官庁が吏員を下級官庁に配属する際に、あらかじめ就任するポスト・業務を決定した上で配属するという方式が採用されていた。中央から配属されてくる吏員にも同様の方式が採用されていたことから、この方式が本来中央政府が設定していた方式であったと思われる。

の成果を比較検討した結果、明代後期から明末にかけては、少なくとも広東においては本来の方式と異なる方式を広東地方政府が独自に採用していたことが明らかとなった。このことは、中央政府レベルで決定される制度ならびにその運用方法と地方レベルで決定される運用方法とが並存している、あるいは地方ごとに取捨選択される場合があったことを意味している。中国王朝の専制国家的性格をどのように評価するかは議論の分かれる問題であるが、本研究の成果は、吏員人事制度においては地方の自己裁量の余地が多分に存在していたことを示すものと言える。

(2) 方法(2)による研究成果

「1. 研究開始当初の背景」の(3)で示したとおり、従来の研究においては正規-非正規胥吏の関係を単系的構図のみで捉える傾向にあった。これに対して本研究では、吏員でありながら書弁（非正規胥吏）の業務を行う者や、書弁でありながら吏員のポストを占めている者がいるなど、正規-非正規胥吏の中間的位置を占める存在が見られることを明らかにした。この成果は、正規・非正規胥吏を固定化した身分階層とする従来の見解に再検討を迫るものである。

(3) 方法(3)による研究成果

上記研究成果(2)で明らかになった、正規-非正規胥吏の中間的位置を占める存在に対して、明末広東地方政府は、これを取り締まる政策を実施した。すなわち、吏員・書弁の中間に位置する存在を認めないという方針を取ったのである。しかし一連の対策は効果を上げることは出来なかった。その要因としては、従来の研究が指摘している、正規-非正規胥吏間の個人的関係が強固なものであったことに加え、一連の対策が胥吏統制を口実に当時不足していた軍事費を罰金という形で徴収することを目的とした権宜的なものであるという財政的背景も考えられる。

引用文献

宮崎市定、清代の胥吏と幕友、初出 1958、岩波書店、宮崎市定全集、第 14 巻、pp173-205、1991

繆全吉、嘉新水泥公司文化基金会、明代胥吏、1969

和洪勇、明代吏員の選抜、雲南社会科学、2001-5、2001、pp72-78

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

宮崎聖明、明末広東における「書辦」について—『盟水齋存牘』よりみる非正規胥吏—、史朋、査読無、第 50 号、2018、pp97-115

宮崎聖明、明代後期遼東における吏員人事—遼東都指揮使司檔案を手がかりに—、集刊東洋学、査読有、第 118 号、2018、pp61-80

宮崎聖明、明末広東における吏員の人事・考課制度—顔俊彦『盟水齋存牘』を手がかりに—、三木聰 編『宋-清代の政治と社会』、査読無、2017、pp155-183

〔学会発表〕(計 4 件)

宮崎聖明、明代後期吏員人事信息的処理与伝達過程、“7-16 世紀的信息溝通与国家秩序”第五次工作坊、2018

宮崎聖明、明代遼東における吏員人事制度—檔案史料を手がかりに—、第 66 回東北中国学会大会、2017

宮崎聖明、明代後期遼東における吏員人事—遼東都指揮使司檔案を手がかりに—、共同シンポジウム 中国専制国家と官僚制 『六典』的世界の形成と変容、2016

宮崎聖明、明代後期地方衙門における吏員人事制度の運用実態—遼寧省檔案館蔵明代檔案を手がかりに—、平成 28 年度北大史学会大会、2016

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等
なし
6．研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：なし

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：なし

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。